

第27回秋田地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年7月9日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

秋田地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

岩名勝彦，恵美元子，倉部稲穂，佐々木美奈子，杉山正明，高畑洋子，土田昭彦，外山奈央子，堀井里子，町本智美

（説明者）

石山刑事首席書記官，吉田民事訟廷管理官，星主任書記官

（事務局）

住澤事務局長，細井民事首席書記官，石山刑事首席書記官，大友事務局次長，小園総務課長，武藤秋田検察審査会事務局長

（オブザーバー）

網島民事部長

4 議事

（1）開会宣言

（2）委員長挨拶

（3）新任委員の紹介及び挨拶

（4）職務代行者の指名

（5）第8回秋田地・家裁合同委員会テーマ「手続案内について」

委員からの意見を参考に，手続案内カードの文字を大きくする，家庭裁判所の典型的な手続を例示するなどの改訂をして試行的運用を行っていること，また，成年後見手続案内カードについても改訂する予定であることなど

の経過報告を行った。

(6) 協議

ア 議題「DV事件の現状について」

(ア) 基調説明

「DV事件の現状について」の説明及び模擬手続案内を行った。

(イ) 意見交換

別紙の1のとおり

イ 議題「裁判員裁判について」

(ア) 基調説明

「裁判員裁判について」の説明を行った。

(イ) 意見交換

別紙の2のとおり

5 次回期日及び次回議題

平成31年2月頃に地方裁判所及び家庭裁判所の合同委員会を開催する。
開催日及びテーマは追って調整する。

6 閉会宣言

(別紙)

意見交換

(以下、◎は委員長，○は委員，□は説明者の発言)

1 DV事件の現状について（議事4の（6）のアの（イ））

- 保護命令の再度の申立てをした場合、命令の禁止期間等について伺いたい。
- 初回の申立て、再度の申立ても、発令された際は同じ禁止期間である。
- 女性相談所や警察などの相談機関を経ないで、裁判所の手続案内に訪れる相談者の割合はどの程度か。手続案内を受けたが、申立てをしなかった相談者はいるのか。また、手続案内に時間制限はあるのか。
- 相談機関を経ないで裁判所の手続案内に来た方の割合については、統計数値は持ち合わせていないため回答できない。裁判所の手続案内を受けたが申立てられなかった事案もある。また、手続案内における時間制限は設けていない。
- ◎ 実演した模擬手続案内の内容で改善等すべきところはあるか。
- 申立人と相手方が同居している場合、申立書等を自宅に持ち帰ることによる危険性についての配慮は講じているのか。また、事案によっては申立却下もあると思うが、申立却下についてどのような説明をしているのか。
- 手続案内においては、積極的な配慮の説明は行っていないが、相談を受けた場合は、無地の封筒に入れて相手方の目につかないところに置く、親族に預かってもらうなどの対応を教示することになる。ただし、大部分の方は、別居や相手から避難しており、同居したままでの相談や申立ては、非常に少なく稀である。申立却下の説明については、申立てにより必ず保護命令が発令されると誤解している申立人に対しては、裁判所における必要な手続を経て、裁判官が判断することから、必ずしも保護命令が発令されるものではないことを説明するが、手続案内のすべてにおいて行っているものではない。申立却下をする場合には、裁判官が審理判断の上、却下の理由を記載した決

定書により申立人に告知することになる。

- 既に発令されている保護命令により接近や暴力などが無い状況において再度の保護命令が申し立てられた場合にも発令されることはあるのか。
- 子の関係や離婚問題などが解決していないなど、依然として保護の必要性がある場合は、再度発令することも考えられる。
- ◎ 保護命令（DV）受付相談カード（以下「相談カード」という。）について改善等すべきところはあるか。
- 相談カードの各欄について、見出しと本文が重複して記載されている箇所もあるが、文字が多いと拒否反応を起こす方も多いため、各欄の見出しはシンプルなものの方がよいと思う。

「暴力の状況」欄の「暴力の原因」については、相手方が暴力を振るう原因を記載するのか。それとも暴力を受けている人の原因を記載するのか。また、「他機関での相談事実の有無」欄には、どの程度遡ったものを記載することになるのか。

- 相談カードの各欄の見出しについては検討したい。「暴力の原因について」は、相談者が相手方から暴力を受けることになった原因である。もう少し分かりやすい記載となるように検討したい。「他機関での相談事実の有無」欄は、保護命令申立ての原因となった暴力についての相談事実を記入してもらう。
- 相談カードの「相手方の反応について」の欄は、どういう意図があって質問するのか。記載内容を何かに使うのか。
- 保護命令事件で懸念されるのは、裁判所が相手方に審尋期日の呼出手続を行ったことにより、申立てがされたことを知った相手方の反応であり、暴力の引き金になってしまうおそれがある。そのため、相談者が申立てをした場合に相手方がどのような反応をすると感じているか、相談者の不安などを含めて聞き取るためのきっかけにしている。また、相手方が裁判所に出頭する

場合と不出頭の場合では手続の準備が異なるため、今後の手続の進行を検討するための情報としている。

- ◎ 保護命令申立書，裁判所のホームページ及び配偶者暴力等に関する保護命令の申立てについてのQ & A（以下「Q & A」という。）について改善等すべきところはあるか。
- Q & Aの予納すべき郵便切手が2070円とあるが，内訳の合計額が2404円となり金額が異なっている。
- 裁判所のホームページは英語表示に切替えることができるが，その他の言語についてはどのような対応をしているのか。また，保護命令申立書は枚数が多く，心身の不安定な方が申立書を作成するのは結構大変なので，枚数を減らす工夫が必要と思う。
- ◎ 裁判所に提出する書類は，日本語で作成することになっている。日本語に通じない方は，通訳や翻訳を使用して手続を利用してもらうことになる。
- そうであれば，裁判所のホームページに支援制度などについて詳しく紹介する必要があると思う。
- 相談カードの「脅迫の状況」欄については，面前，電話，メールなどの脅迫の態様も記載してもらおうと情報の一つになると思う。また，Q & Aには暴力についての証拠になる資料として診断書，受傷部位の写真，陳述書が載っているが，脅迫に関しては陳述書だけではなくメール，写真，メッセージなども証拠資料となるならば，これらも記載した方がいいと思う。
- 配偶者暴力の被害者の80パーセントは相談窓口を知らず，知っていた方は7パーセントのみで，支援制度の認知度が非常に低いということが新聞に大きく載っていた。裁判所では，被害者支援制度の環境整備についてどの程度行っているのか。
- 裁判所は，公正，中立の立場で申立てに対する判断を行うものであるから，積極的に支援を行う機関とは，必ずしも立ち位置が同じではないことをご理

解いただきたい。

また、手続案内では、予め来庁の時間の連絡があれば、担当者が対応できるように調整をしている。

2 裁判員裁判について（議事概要4の（6）のイの（イ））

- 裁判員候補者に選ばれたことの連絡はどのくらい前にされるのか。また、裁判の日程はいつ頃分かるのか。
- 毎年11月頃に、翌年の裁判員候補者名簿に登載された旨の通知がされ、平成29年は、1200人が平成30年度の裁判員候補者名簿に登載された。裁判員候補者名簿の登載通知には、質問票を同封して、辞退の意向がある場合には、辞退理由を回答してもらっている。裁判員対象事件が係属後、裁判員候補者名簿からくじで一定の人数を選び、裁判員等選任手続期日への呼び出しをする。裁判員等選任手続期日では、裁判長が裁判員候補者に対し、不公平な裁判をするおそれの有無や辞退希望の有無、理由を質問して、裁判員となる方をくじで選ぶ。

裁判の日程は、裁判員等選任手続期日の呼び出し書面に記載されており、同書面は、裁判の6週間前までに送付される。裁判員の執務時間は、基本的には午前10時から午後5時までである。

- 70歳以上であること及び学生であることを理由としての辞退率は全体の約3割となっているが、70歳代の方は時間に余裕があり、平均寿命も延びているので、70歳という線引きが良いのかそろそろ議論してもいい時期ではないかと思う。また、70歳だから裁判員にならなくてもよいとの安易な風潮になっていると感じている。70歳以上の方に参加してもらう工夫が必要ではないか。
- ◎ 裁判所においても辞退率の低下に向けた工夫に取り組んでおり、裁判員候補者の雇い主や会社の上司に向けた協力依頼書面の送付や裁判員候補者の不安を軽減するための裁判員経験者の意見、感想を記載した書面を同封して、呼

出を行っているところである。これらの書面に改善すべき点はあるか。

- 裁判員候補者が雇い主や会社の上司に向けた協力依頼書面を職場に必ずしも提出するとは限らないと思う。裁判員候補者から、雇い主や会社の上司に対して説明されたい旨の要望があったときは、裁判所は応じてくれるのか。
- これまでに、個別に職場に対する説明を要望されたことはないが、要望があれば検討することになる。
- 以前、裁判所から商工事業者に対して、従業員が裁判員に選任された際の協力要請をしたと思うが、その後継続的な広報活動を行っているのか伺いたい。
- 裁判員制度の実施に際し、商工会や地方公共団体などに向けて制度説明を訪問の上行った。現在は、依頼があれば制度説明等を行う。
- 裁判員裁判後の裁判員に対する安全確保についての議論はされているのか。
- 積極的には議論されていない。
- ◎ 質問票の回答で辞退が認められなかった候補者に対する出席依頼文書の内容について改善等すべきところはあるか。
- 「裁判長から直接具体的な事情を伺う」との文言については、詰問されるイメージを持つのではないか。
- ◎ 裁判所も辞退率を下げる方策を考えており、名案があれば是非伺いたい。
- 辞退率が高い70歳以上の方と学生に対してもっと前向きに参加してもらうようPRをすべきではないか。学生については、司法や裁判員制度に関心を持ってもらう意味でも、積極的に参加したいと思えるようなPRを検討してはどうか。
- 仙台高等裁判所管内で秋田が突出して出席率や辞退率が悪いのか。また、他庁の取組で参考になるものがあれば教えてほしい。
- 他庁の出席率は把握していないが、全国の出席率と同様に低下している状

況と聞いており、秋田が突出しているものではない。昨年辞退率が高かったのは、審理期間が1か月半に渡る裁判が係属した影響と考える。他庁の取組は、上級庁から情報提供がされており、その取組みを参考に、当庁では、職場への協力依頼書面及び不安軽減のための裁判員経験者の意見や感想を記載した書面を作成し、送付の実施をしたものである。

- 裁判員の日当の金額を上げれば辞退率は下がると思うが、日当額は、裁判員制度の開始当時からは上がっているのか。
- 日当額は上がっていない。
- 普段の生活において、裁判員制度について話題になることはない。生涯学習講座などから裁判員制度の講師派遣の依頼があった場合は応対されたい。
- 裁判員候補者から申し出があれば、裁判所が直接企業に対し協力依頼書面を送付するなどの周知活動を行うとよい。

【全体終了】